



うきの里

広報 わしま 10月号

No.218



このほど一昨年から子供達のホーミステイを通じて交流のあった南の楽園タヒチの西タイアラブ連合村と友好親善の姉妹村協定が締結されました。

平成3年10月1日発行

第2回 青年夢来おこしツアーアー^(出逢いとふれあいと歴史見聞の旅) 参加者大募集!!

昨年11月、八幡林遺跡から木簡が出土し、その与えたインパクトの大きさで歴史ブームが高まっている中、青年夢来では、歴史に慣れ親しみ、歴史への研究心を深めようと第2回のバスツアーを企画しました。

これは、和島村教育委員会の後援を得て、国の特別指定遺跡、福井県朝倉氏遺跡をメインに見学し、歴史を学ぼうというものです。

“仲間づくりと団結を!!”

参加しないと損をする。そんな気がする「青年夢来」を合言葉に参加者を大募集しています。

期日は 11月16日(土)～11月17日(日)ですが、参加費等詳細をお知りになりたい方は、平沢隆之(中小島谷) 小黒美奈(川端) 大矢芳彦(高畑)他実行委員または教育委員会までお気軽にお問い合わせください。

◀栄養教室生大募集▶

村では楽しく栄養改善をして、ヘルシーな家庭づくり、部落づくりのために栄養教室を実施します。
女性のみなさん、チャレンジしてみて下さい。

★ところ：総合福祉センター

★時 間：9時30分～15時

★日 程：11月18日(月)	11月29日(金)
12月9日(月)	12月17日(火)
1月23日(木)	2月6日(木)
2月18日(火)	3月4日(水)

★申し込み：11月10日までに役場住民課へ。

人口の動き

8月末人口	
人 口	5,549人(+0)
男	2,716人(-2)
女	2,833人(+2)
世帯数	1,282世帯(+0)

()内は前月比



※「ようきなさったね」は休ませていただきます。

タヒチの村との 姉妹村協定について

八月二十九日夜（日付変更線の関係で日本では三十日）和島村とタヒチ（正式にはフレンチ・ポリネシア）の中の西タイアラブ連合村（ロジエ・ドム村長）との間で姉妹村協定が締結されました。

タヒチとの交流は、タヒチ在住の日本人マダム・ケイコさんの子供達が一昨年ホームステイで来村したことから始まり、昨年と今年は八人から十五人の子供達が相互にホームステイをするまでに、国際交流が進んでいました。

結について申し出があり、ドム村長ら三人が六月下旬に来村されました。

村としてもこうした事情を村議会に報告、県内各地で国際交流が進んでいる現状にかんがみ、協定締結を推進することにし、協定文について県の指導をうけながら、両方の村で検討を進めてきました。そしてこのほど村長・議長ら三人がタヒチを訪問、協定書にサインを致しました。

協定書の締結会場は、西タイアラブ連合村の役場に隣接するスポーツハウスで約五百人の村民が出席する中で協定文書にサインが行されました。

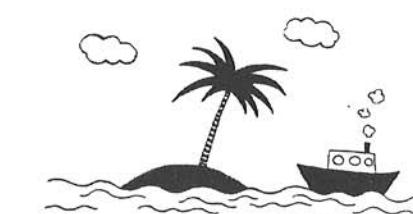
西タイアラブ連合村は三つの村に連合体であるため、それぞれの村に協定書が渡るように配慮し四通にサインされました。サインが終了すると双方で交換し、協定書を小脇にかかえながら堅い握手がかわされました。

ついで、和島村からは村章入りの銀杯が、西タイアラブ連合村からも村章入りのプレートが記念品として贈られますと会場から盛大な拍手が送られ、目出度く式典は終了致しました。

アトラクションは、日本でもお馴染みのタヒチアンダンスです。タヒチのリズムにのって十五～十

六人の女性ダンサーによつて激しくもまた、時には緩やかなダンスが披露されました。フィナーレは清野村長ら三人もダンスの中に引つ張り出されました。タヒチのダンサーは手や足腰を巧みにひねりながら踊りますが、清野村長ら三人のダンスは対象的に全くぎこちなくダンスにならず会場内は割れんばかりの爆笑の渦。一曲が終るまでの時間の長いこと、冷汗のかけきっぱなしでした。

日程の最後は全員参加の祝賀会でした。日の丸も和島村の旗も飾られた会場内はお祭り気分一色で



来賓席・一般参加者席ともヒナノと云うタヒチ産ビールを飲みながら暫くの間歓談で時を過ごしました。会場にはテレビや新聞記者もつめかけ、翌日は競つてテレビと新聞で報道されました。

西タイアラブ連合村では、来年七月十一日に連合村二十周年にあたり姉妹村協定を祝した盛大な祝賀会を開くと聞きました。またこの協定締結前日表敬訪問したフランスの高等弁務官に両村の村長が表明されたように、地道で長く続く交際をしたいのです。

日程の最後は全員参加の祝賀会でした。日の丸も和島村の旗も飾られた会場内はお祭り気分一色で

西タイアラブ連合村では、来年七月十一日に連合村二十周年にあたり姉妹村協定を祝した盛大な祝賀会を開くと聞きました。またこの協定締結前日表敬訪問したフランスの高等弁務官に両村の村長が表明されたように、地道で長く統べ交際をしたいものです。

田島村剛・つば村長三八二通

和島村側からは村長ら三人と通訳のマダム・ケイコさんが出席、午後七時半会場に到着すると小學生が日本語を要所々々にとり入れたアヒチ語の替え歌マルル（ありがとう）及びマエバ（ようこそ）の一曲を大合唱で歓迎してくれました。一同、突然の出来事にただ感激するばかりでした。

式典は、はじめに神父による挨拶があり、引き続きドム村長によ

和島村側からは村長ら三人と通訳のマダム・ケイコさんが出席、午後七時半会場に到着すると小学生が日本語を要所々々にとり入れたタヒチ語の替え歌マルル（ありがとう）及びマエバ（ようこそ）の二曲を大合唱で歓迎してくれました。一同、突然の出来事にただ感激するばかりでした。

結について申し出があり、ドム村

なりました。



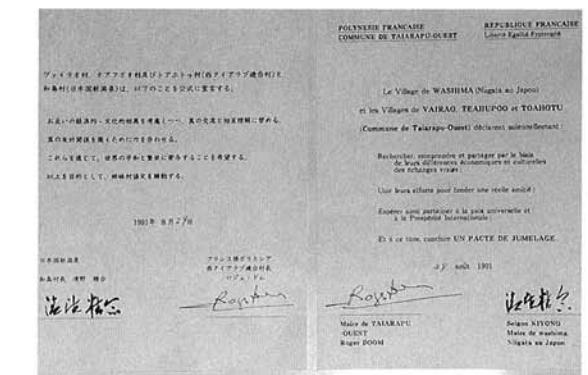
私はこのたび、山田議会議長殿の御同行を頂き、昨年からお互いの子供達のホームステイを通して交流をしてまいりました仮領ボリネシアタヒチの「タイアラプウェスト」という三ヶ村の連合村と姉妹村協定の為彼の地に渡り、協定書を交換して帰村いたしました。去る六月二十五日御来村の連合村のドム村長、マルセル村長の御申出でを受け、双方で検討を重ね乍ら合意に達し協定書を取交したものであります。

協定の主目的は本文に記載したとおり「お互いの経済的、文化的な相違を考慮しつつ、眞の交流と相互理解に努め、眞の友好関係を築くために力を合せ、世界の平和と繁栄に寄与する」との強い意志を以て為されたものであります。

その実効の手段としては、民間における子供達のホームステイを夫々受け入れながら、国際化時代に向けての視野の広い子供達をお互いに育てて行こうという誓でもあります。

謝し、子供達を彼の地に送つて下さった御父兄の皆様に敬意を表しこの提携が細くも長く続くことを強く希望するものであります。

村民各位の御理解と御支援をお願いして御挨拶といたします。



軽い気持ちの駐停車 思わぬ迷惑 事故のもと

フランス領ポリネシア
西タイアラップ連合村との
姉妹村協定を締結して

和島村長 清野精合

相談所開設

行政相談所開設

●行政相談週間

行政相談制度について広く国民の理解と認識を深めていただき、その利用を促進し、行政の民主的運営に資することを目的に10月13日から19日まで実施されます。

●行政相談とは

毎年の暮らしの中で、役所や公団などが行っている仕事についての苦情や意見・要望があるとき「行政相談」を利用してください。

総務省の行政監察局が皆さんと役所の間に立って、公平・中立な第三者的立場から必要なあっせんをおこない、その解決を促進するとともに、皆さんの声を行政運営の改善を役立てるものです。

●行政相談所の開設

和島村においては、この週間事業として、次により相談所を開設し、新潟行政監察事務所の担当官及び行政相談委員がご相談に応じます。

気軽に相談ください。

期日 10月17日(木) (午前10時から午後3時まで)

場所 和島村総合福祉センター

のお知らせ

●ご相談は

国の役所の仕事、J R・N T T・日本たばこや公庫・公団・事業団といった特殊法人の仕事、県や市町村が国から委任されたり、国の補助金を受けて行っている仕事について、(例えば、医療保険、年金、老人保健、福祉、雇用保険、労災保険、文化財保護、公害、住宅、バス、タクシー、郵便、貯金、簡易保険、災害対策、交通安全、消費者保護、登記事務、環境衛生など)の苦情や要望があります。

●相談日以外の「ご相談」は

関東管区行政監察局 ☎ (03) 3213-1100
新潟行政監察事務所 ☎ (025) 224-1100
行政相談委員(阿部典達) ☎ (0258) 74-2438
ご相談は、口頭、電話、手紙いずれの方法でも結構です。また匿名の取り扱いも行っています。ご相談は無料ですのでお気軽にご利用してください。

和島村
行政相談委員

年金相談所の開設について

長岡社会保険事務所の係官による国民年金相談所を下記のとおり開設いたしますのでお気軽にかけてください。

——記——

●日時 10月17日(木)

午前10時～午後3時まで

●場所 和島村総合福祉センター

●内容 年金全般

無料法律相談の実施

県弁護士会では、法律相談センター活動の一貫として、弁護士による無料の法律相談を下記により実施いたします。

なお、この相談は予約制ですので相談を希望される方は、

10月11日まで役場総務課まで連絡ください。

——記——

●日 時 平成3年10月17日(木) 午前10～午後3時

●場 所 和島村総合福祉センター

●相談項目 売買代金・金銭貸借・サラ金・保証債務・交通事故による損害賠償・その他の損害賠償・手形小切手・土地建物・土地建物明渡し・借地借家・土地境界・相隣関係・建築請負・離婚・扶養・相続・親子関係・その他の家事事件・医療過誤

行政相談所・無料法律相談所・特設人権相談所・年金相談所

危険です 見たはず 来ぬはず 止まるはず

第11回 生涯学習フェスティバル in ワシマ

和島村の文化の祭典が、今年より「生涯学習フェスティバル in ワシマ」と、新たに下記の日程で開催されます。

村民の皆さんからの作品や公民館の各種教室の生徒さんの作品や民謡、舞踏の愛好家の皆さんによる芸能発表があります。また今年は、新たに「青年夢来」のイベント参加や陶芸教室のチャリティー品販売も予定されています。尚、両日「健康まつり」も共催で行われます。「芸術の秋」皆さんお揃いでいかがですか？

11月2日(土) AM 9:30～PM 9:30

〈作品展 総合福祉センター〉

PM 7:30～PM 9:00

〈芸能発表会 農村勤労福祉センター〉

11月3日(日) AM 9:00～PM 3:30

〈作品展 総合福祉センター〉

AM 10:00～PM 3:30

〈お茶席 総合福祉センター〉

AM 10:00～PM 3:30

〈青年夢来イベント 総合福祉センター屋外〉

和島村青少年育成村民会議 設立10周年記念式典

和島村青少年育成村民会議が設立して10周年を迎えます。これを記念して、記念式典、記念講演を開催します。多数の皆さんの御来場をお待ちしております。

◆日 時 10月20日(日) PM 1:30～

◆会 場 農村勤労福祉センター

① 式 典

② 小・中学校代表による作文朗読

③ 記念講演 元読売ジャイアンツ・中日ドラゴンズ選手

講師 仁村 薫氏(現名古屋テレビ解説者)

毎週火曜日は心配ごと相談日

障害のりこえ 文集づくり 広げたい ぬくみの輪

おじいちゃん、 稻刈りがんばってます!!

9月のある晴れた日。今日は、稻刈りにはちょっと暑い汗かんかん照りの1日。東保内の田んぼでおじいちゃんが、稻刈りをしている姿を発見しました。

この元気なおじいちゃんは、東保内の川瀬俊一さん。75歳ときいてびっくり。コンバインに乗つたり、米をかついだりまだまだバリバリの現役です。

「稻刈りだけでなく、春には代かきをやつたり、トラクターに乗つたり。おじいちゃんが田んぼの仕事をやってくれるので、若い者も安心して外で働くことができます。本当に助かりますし、おじいちゃんには本当に感謝しています」と家族の方は、話してくださいました。

おじいちゃん、いつまでもお元気で。



私は脳卒中後遺症者の会ぬくみ会の和島村会員です。リハビリを通して仲間が増え、今は野積の果てから三島町まで百人余りの友達がいます。今回皆が自分達の受けた障害を乗り越えてきた思いをなんとか会員とわかる作業をしました。孫も手伝いに来てくれ、合わせ目を押してくれたので片手でも楽しく仕事がすみました。お手伝いのボランティアさんからは、「私が同じ病気になつた時、こんな皆さんのように一生懸命やれるかしら」と仲間の中で楽しそうに手を動かしている姿にこんな声も聞かれました。是非出来上がりましたら一読下さい。(希望者は会長宅へ連絡下さい)

住所 村田 花井清一
TEL 七四一三四三一



ミニSL

9月3日に保育所、そして9月4日には幼稚園の子供たちが今年も東保内の佐藤昭一さん宅でミニSL体験をしました。

今年は、上越線開業60周年を記念して、夏休みに長岡、越後湯沢間をSLが走りました。あのSLに比べたらずつと小さな小さなSLですが、力持ちでスピード感も満点。子供たちを何人も乗せ、庭を何度も往復しました。

あのスピード感が何ともいえないのでしょうか?今は実存しないSLが珍しいのでしょうか?子供たちは、すっかりSLのとりこになっていました。



良寛の里、五万人突破

八月二七日、良寛の里には、五万人目のお客様が訪れました。五万人目のラッキーな方は、江戸川区にお住まいの渡辺佳代子さん。渡辺さんは、江戸川区民の旅行に参加して、前日塩沢町の方へ来られ、この日良寛の里の方まで足をのばしましたそうです。良寛の里の話は、ガイドさんから聞いていたとのことです。五万人目の記念証やミニ俵セットなどの記念品が館長から贈られ、喜びいっぱいでした。これからも十万、二十万と多くの方がこの良寛の里を訪れたいですね。



台風十七号も過ぎ去った九月十五日(日)、農村勤労福祉センター(体育館)で敬老会が行われました。

名(対象者、六七五名)が招待され、記念品と祝菓子が贈られました。余興では、保育所の子供たちのかわいらしいあゆうぎや花柳社中、桐島地区農協民謡会、すみれ会の皆さんによる踊りが披露され、楽しいひと時を過ごされました。

敬老会

白露に 亂れぬ咲ける
女郎花

摘みて贈らむ
その人なしに

女郎花は、秋の七草の一つです。漢方では、根を乾して利尿剤として用います。

ところでおみなえはなぜ「女郎花」なのでしょうか? ふつう「女郎」という語は、あまりいい印象を与える語ではありません。しかし花のものは違います。

女郎は上臈、身分高き上官です。では「ジョ(一)ロー」がなぜオミナエシに! 花の色、美女(オミナ)をも庄(へ)すが大言海の奇説です。



た山田郷内側の谷を中心におこなわれています。この谷地は通称西谷と呼ばれおり、開口部が非常に狭くなっているため、中央に立つと盆地の底に居るような錯覚を起します。

今までのところ、丘陵上の官衛に連する奈良時代の遺構・遺物は出土していませんが、室町時代と平安時代の二時期の資料が検出されました。

室町時代のものは、いずれも谷底の低地部で発見されています。遺構としては、掘立柱建物が一棟・溝・土坑などがありますが、遺物をほとんど伴わないことや、

建物の規模が小さく(2間×3間)孤立して存在する点から、集落の中心部とは考えられません。遺跡の本体は、かつて駒林の村が位置していました。一段高い杉林の中にあったものと思われます。

平安時代の遺構としては、炭焼窯が二基、丘陵の北東斜面で検出されており、昨年度調査した八幡林遺跡B地区の窯と同じ立地傾向を示しています。

現代の炭を焼く窯は、床面が水平で、ドーム状の天井を積み上げた立体的な構築物ですが、当時のものは、斜面に横穴を掘つて作った、登り窯と呼ばれるものが一般的です。



平安時代の炭焼窯

そこでは、今回検出された窯のうち、完掘された二号窯について、その概要をお話します。

窯の規模は、全長六一m・炭を焼く部分の幅一、四m・天井の高さ一、二m(推定)を測り、当時の平均サイズからすると、かなり小型の部類に入ります。構造的には、燃料をくべるたき口の部分と、炭を焼く焼成部に大きく分けられ、この他排煙や、空気の流れを調節するための煙道(トンネル状の煙突)が、わった須恵器を焼く窯の構造に類似しており、両者の密接な関連が伺えます。

島崎川流域は、以前お話をしたように、古代において一大鉄生産地帯であったことが確認されています。この西谷で焼かれた炭も、主に鉄の精錬に用いられたものと推定されます。

島崎川流域は、以前お話をしたように、古代において一大鉄生産地帯であったことが確認されています。この西谷で焼かれた炭も、主に鉄の精錬に用いられたものと推定されます。

窯の規格は、全長六一m・炭を焼く部分の幅一、四m・天井の高さ一、二m(推定)を測り、当時の平均

八月十九日	清掃センター管理者会議	和島村長　吉生様
二十一日	夜再圃場整備について部落会議に出席	吉田議長、総務課長
二十二日	水道企業団管理者会議	吉田議長、総務課長
二十五日	研究資料拝借の為、美術館顧問谷川先生案内	吉田議長、総務課長
二十六日	住雲園の件で要望	吉田議長、総務課長
八月十九日	清掃センター管理者会議	和島村長　吉生様
二十七日	タヒチのタイアラップ	吉田議長、総務課長
二十八日	定の為、山田議長、総務課長と出張	吉田議長、総務課長
九月三日	タヒチより帰国	吉田議長、総務課長
四日	長谷川新潟市長良寛の里へ来館され御案内	吉田議長、総務課長
五日	臨時議会招集	吉田議長、総務課長
六日	ミニセンター契約議決議案について知事を囲む懇談会に出席	吉田議長、総務課長
九日	美術館建設について打合せの為上京	吉田議長、総務課長
十日	土木三団体主催中国視察団並に打合会	吉田議長、総務課長
十一日	共同募金会議 保護司会議	吉田議長、総務課長
十二日	三区小学校親善運動会	吉田議長、総務課長
十三日	三好東京高等裁判所長官以下良寛の里へ御案内	吉田議長、総務課長
十五日	敬老会	吉田議長、総務課長
十九日	九月定例会招集	吉田議長、総務課長

婦人会の活動

西 村 順 子 (北野)

毎年、新年会で始まるこの婦人会は、料理講習や部落の下水の消毒など、家並みの順に交替する役員を中心に連絡をとり合って、協力していますが、部落のレクリエーション(ソフトボール)大会の時もまた、材料を持ち寄って昼食のバーベキューの準備をすることころは、その最たるものだと思いま



▲踊りの衣装作り



▶婦人会の旅行

(田上町護摩堂山)

島田村役場の新築と村議会 明治三十四(一九〇一)年、今から九十年前に小島谷村と村田村が合併して島田村となりました。そして大字梅田字糸口に百坪の土地を借りて島田村役場が新築されました。その時の「請書」が保存されています。

前書ノ通りニテ請負仕候ニ付テハ書二附記相成候通ノ事書一、新築嶋田村役場拾六坪五合及附属玄関 壱坪參合
(中略)
右請負金弐百九拾八円九拾錢也、内金弐拾九円八拾九錢也、本月受取申候 残金及中間金は仕様仍テ請書差入申候也、

明治参拾五年参月弐拾五日 請負人 夏井八右エ門印

嶋田村長 久須美 功殿

新築された役場は、玄関に入ると炉の切つてある十四畳敷の控室右にしきりをへだて、同様の事務室、奥にトイレ、水屋の付属した六畳の湯呑所となつており全体で二四坪半という広さだったことがわかります。

毎年、新年会で始まるこの婦人会は、料理講習や部落の下水の消毒など、家並みの順に交替する役員を中心に連絡をとり合つて、協力していますが、部落のレクリエーション(ソフトボール)大会の時もまた、材料を持ち寄つて昼食のバーベキューの準備をすることころは、その最たるものだと思いま

むら自慢

楽しんで
いた婦人会の旅
行も、今年は殆
んどの人が参加
し、和気あいあ
いとした雰囲気で終わり、写真の
でき具合が気になる頃、恒例のよ
うになつている踊りに出ることに
なりました。

踊る人は、夜遅くまで振り付けを覚えることに専念し、また、それで終わりではとてももつたない程の素敵な衣装作りに、互いに熱が入り、工夫している様子がうかがえます。

本番に臨んで、踊り子はもちろん、他の人も早くから集まつて準備に応援にと、まとまりも抜群です、その後の反省会も盛り上がりりました。

吉田町から嫁いで来た私にとっては、最初、婦人会というものに對して抵抗がないと言えようそなりますが、集まつて話をするうちに打ち解けて、今ではとても楽しく過ごせると同時に、仕事をしている者にとっては、部落のことを知る情報源となるばかりではなく、人とのつながりや交流を深めています。

吉田町から嫁いで来た私にとっては、最初、婦人会というものに對して抵抗がないと言えようそなりますが、集まつて話をするうちに打ち解けて、今ではとても楽しく過ごせると同時に、仕事をしている者にとっては、部落のことを知る情報源となるばかりではなく、人とのつながりや交流を深めています。

村史の巻 (第三十二号)

島田村役場の新築と村議会

明治三五年一月二十日(選舉人)

明治三五年一月二十一日(選舉人)

明治三五年一月二十二日(選舉人)

明治三五年一月二十三日(選舉人)

明治三五年一月二十四日(選舉人)

明治三五年一月二十五日(選舉人)

明治三五年一月二十六日(選舉人)

明治三五年一月二十七日(選舉人)

明治三五年一月二十八日(選舉人)

明治三五年一月二十九日(選舉人)

明治三五年一月三十日(選舉人)

明治三五年一月三十一日(選舉人)

明治三五年二月一日(選舉人)

明治三五年二月二日(選舉人)

明治三五年二月三日(選舉人)

明治三五年二月四日(選舉人)

明治三五年二月五日(選舉人)

明治三五年二月六日(選舉人)

明治三五年二月七日(選舉人)

明治三五年二月八日(選舉人)

明治三五年二月九日(選舉人)

明治三五年二月十日(選舉人)

明治三五年二月十一日(選舉人)

明治三五年二月十二日(選舉人)

明治三五年二月十三日(選舉人)

明治三五年二月十四日(選舉人)

明治三五年二月十五日(選舉人)

明治三五年二月十六日(選舉人)

明治三五年二月十七日(選舉人)

明治三五年二月十八日(選舉人)

明治三五年二月十九日(選舉人)

明治三五年二月二十日(選舉人)

明治三五年二月二十一日(選舉人)

明治三五年二月二十二日(選舉人)

明治三五年二月二十三日(選舉人)

明治三五年二月二十四日(選舉人)

明治三五年二月二十五日(選舉人)

明治三五年二月二十六日(選舉人)

明治三五年二月二十七日(選舉人)

明治三五年二月二十八日(選舉人)

明治三五年二月二十九日(選舉人)

明治三五年二月三十日(選舉人)

明治三五年二月三十一日(選舉人)

明治三五年三月一日(選舉人)

明治三五年三月二日(選舉人)

明治三五年三月三日(選舉人)

明治三五年三月四日(選舉人)

明治三五年三月五日(選舉人)

明治三五年三月六日(選舉人)

明治三五年三月七日(選舉人)

明治三五年三月八日(選舉人)

明治三五年三月九日(選舉人)

明治三五年三月十日(選舉人)

明治三五年三月十一日(選舉人)

明治三五年三月十二日(選舉人)

明治三五年三月十三日(選舉人)

明治三五年三月十四日(選舉人)

明治三五年三月十五日(選舉人)

明治三五年三月十六日(選舉人)

明治三五年三月十七日(選舉人)

明治三五年三月十八日(選舉人)

明治三五年三月十九日(選舉人)

明治三五年三月二十日(選舉人)

明治三五年三月二十一日(選舉人)

明治三五年三月二十二日(選舉人)

明治三五年三月二十三日(選舉人)

明治三五年三月二十四日(選舉人)

明治三五年三月二十五日(選舉人)

明治三五年三月二十六日(選舉人)

明治三五年三月二十七日(選舉人)

</

お知らせ

お知らせ

お年寄りや障害者と税
受けられる特典

①老年者控除
年齢が六五歳以上の方で、所得金額が一〇〇〇万円以下の場合は、所得税を計算する際に所得控除として、五〇万円を所得金額から差し引くことができます。

②公的年金等控除
国民年金、厚生年金などの公的年金や恩給は雑所得として課税対象となります。その雑所得の金額は、公的年金の収入金額から公的年金等控除額を差し引いて計算します。

なお年齢が六五歳以上の方は六五歳未満の方より、その控除

お年寄りや心身に障害のある方に対する特典

①所得税の障害者控除
納税者が心身に一定の障害のあるときは、障害者控除と相続税の障害者控除とが重複して適用されることがあります。

②相続税の障害者控除
相続人が心身に障害のあるときは、七〇歳に達するまでの年数につき六万円（特別障害者のときは一二万円）が障害者控除として相続税額から差し引くことができます。

お年寄りや心身に障害のある方に対する特典

①所得税の障害者控除
納税者が心身に一定の障害のあるときは、障害者控除と相続税の障害者控除とが重複して適用されることがあります。

②相続税の障害者控除
相続人が心身に障害のあるときは、七〇歳に達するまでの年数につき六万円（特別障害者のときは一二万円）が障害者控除として相続税額から差し引くことができます。



額が多くなっています。

『お年寄りを扶養している方を受けられる特典』

配偶者控除や扶養控除の対象となる親族が、七〇歳以上のお年寄りであるときは、配偶者控除や扶養控除として一人当たり三万円に代えて四五万円を得金額から差し引くことが出来ます。

なお、納税者やその配偶者の父母や祖父母（老親等）と同居しているときの扶養控除は、更に一〇万円を加算した五五万円が差し引かれます。

詳しく述べる税務署又は税務相談室へお尋ねください。

糖尿病教室のご案内

糖尿病の気があるよと言わされた人、学習会を通じ、バランスのよい食生活と運動で糖尿病を予防しましょう。

- 日時 11月29日(火) 9:00~12:00
11月11日(月) 9:00~14:00

- 場所 長岡保健所
- 内容 血液検査、試食、食生活指導、運動指導
- 対象 基本健診後「境界型」と診断された人
医師により受講を勧められた人 <希望者>
- 参加費用 血液検査代2,500円、その他実費程度
- 申し込み 長岡市健康センター 健康課老人福祉係
(TEL 32-5000) 又は役場保健婦へ
- 締切り 10月22日(木)

三島郡古志郡青年大会

～三島町～
<硬式テニス男子個人戦>
3位 八子 浩樹
<硬式テニス女子個人戦>
2位 船越 智恵美

就任(十月一日付)
助役 山田 實

025-266-0047

危険です！ 無灯火 ベルなし 飛ばし過ぎ

児童手当の支払い

「育児休業等に
関する法律」の成立

来年4月から標題の法律が施行されます。

皆様のご理解とご協力を願います。

（法律の要旨）

①育児休業できます。

②勤務時間の短縮等の措置を受けられます。

規模30人以下の事業所は、3年間、右の措置の実施を猶予されます。

※従来の「育児休業奨励金」は、平成3年度

中は現行のまま実施しています。

詳細は新潟婦人少年室へお問い合わせ下さい。

教育委員会 社会教育係

Tel 741-3111 内線3

大字の「集落史」を発刊しています。

今回、既刊の「阿弥陀瀬村」「小島谷村」「上桐村」に統合して「保内郷」が出来上がりました。ご希望の方には一部千七百円でお分けいたします。

村史編さん室では、村史編さん事業における皆さんの研究参加と親しみやすさを目的として、村内

望の方には一部千七百円でお分けいたします。

大字の「集落史」を発刊しています。

今回、既刊の「阿弥陀瀬村」「小

島谷村」「上桐村」に統合して「保

内郷」が出来上がりました。ご希

望の方には一部千七百円でお分け

いたします。

大字の「集落史」を発刊しています。

お知らせ

お知らせ

(2) 固定資産課税台帳に価格が登録されていない土地又は家屋等について道府県知事が固定資産評価基準により、不動産取得税の課税率標準となるべき価格を決定した場合においては、これを市町村長に通知することとされていますが、当該土地又は家屋の評価は、原則として、この通知された価格に基づいて評価されます。

八、価格等の登録及び縦覧

和島村では村税条例により、四月、七月、十二月及び二月中の四回の納期に分けて行なつております。



作業停電 ——

10月1日(火)
午後1時30分～4時まで
。鳥嶋(下町上、下町下)の一部

—今月の納税—

- ※村県民税……………第3期分
- ※国民健康保険料……10月分
- ※国民年金保険料……10月分
- ※幼稚園保育料………10月分
- ※保育所保育料………10月分
- ※水道使用料…………10月分

き額が、次に掲げる額に未たない場合は、固定資産税が課税されません。
(イ) 土地 三十万円
(ロ) 家屋 二十万円
(ハ) 債却資産 百五十万円
七、固定資産の評価及び価格の決定
(1) 固定資産の評価は、固定資産所在の市町村に設置された固定資

務者は市町村に設置された固定資産評価審査委員会に対しても審査の申出をすることができるものとされております。

また、自治大臣、道府県知事が評価し、その価格等を決定した固定資産についての価格等に関し不服のある納税義務者は、その価格等を決定した自治大臣又は道府県知事に対し不服申立てをする事ができます。

(1) 税率

固定資産の税額は、課税標準額×税率によって計算されますが、その税率は、和島村では「標準税率の百分の一・四」とされております。

(2) 免税点

原則として「固定資産の所有者」です。

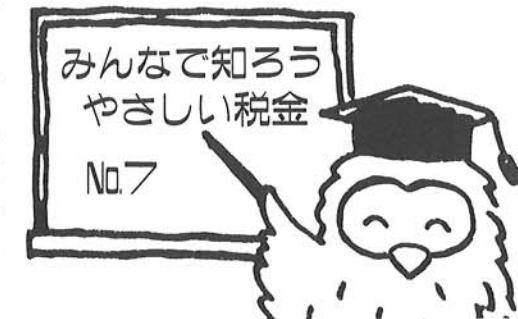
所有者とは、固定資産課税台帳に所有者として登録された者をいいますが、具体的には、

(1) 土地については、土地登記簿又は土地補充課税台帳に登録されている人

(2) 家屋については、建物登記簿又は家屋補充課税台帳に登録されている人

今回は、固定資産税について説明いたします。

固定資産税は、毎年一月一日（「賦課期日」といいます）現在で土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している人がその固定資産の価格をもとに算定される税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。



(3) 債却資産については、債却資産課税台帳に登録されている人それぞれ、所有者として登記又是登録されている人をいいます。

ただし、農地法の規定による国

の買収農地、土地区画整理法によ

市町村が、当該資産についての課税団体となります。

ふるさとわしま会総会

10月の保健衛生行事

月	日	曜	内 容	対 象	時 間	場 所
10	1	火	胃がん検診	希望者	午前7時30分～11時	福祉センター
	2	水	ひよこ教室(1)	申し込みあった親子	午前9時30分～12時	"
	3	木	胃がん検診 ボリオ予防接種	希望者 H2年5月1日～H2年10月31日生まれ、H2年11月1日～H3年4月30日生まれの乳幼児	午前7時30分～11時 午前 1 時30分～2時	"
	4	金	胃がん検診	希望者	午前7時30分～11時	"
	7	月	"	"	"	"
	11	金	乳児検診	H 2 年10月、11月、H 3 年2月、3月、6月、7月生まれの乳児	午後 1 時～3時	"
	14	月	リハビリ 献血	希望者 "	午前 9 時～12時 午前10時～午後3時	与板てまり荘 福祉センター
	15	火	ひよこ教室(2)	申し込みあった親子	午前9時30分～12時	"
	16	水	乳房相談	申し込み者	午後 1 時～1 時30分まで受付	"
	21	月	リハビリ	希望者	午後 1 時～4 時	"
	22	火	三種混合(3)	S 63 年9月2日～H 元年9月1日生まれ、S 62 年9月2日～S 63 年9月1日生まれでまだ 1 度も追加接種をしてない幼児	午後 1 時30分～2 時	"
	25	金	乳房相談	申し込み者	午後 1 時～1 時30分まで受付	"
	29	火	ひよこ教室(3)	申し込みのあった親子	午前9時30分～12時	"

福祉人材確保のための 登録養成・登録斡旋

—首都圏ふるわどりわしま会
—会長に小林 金一さん

新潟県福祉人材情報センターでは①福祉人材の発掘・養成②求職登録③求人登録④就職斡旋に関する事業を実施しておりますので、ぜひご利用ください。

くわしくは、当センター（新潟市東中通一
一八六 新潟県社会福祉協議会内 電話〇二
五一二三三一一〇六四）へお問い合わせくだ

●会場　日時　十一月十七日(日)　正午から
　　南国酒家

●会場　南国酒家　十一月十七日(日)正午から

このたび第十一回目の総会がつぎにより開催されます。
多数のご参加をお待ちしております。
村民のみなさんで参加される方がありましたら、役場総務課まで連絡してください。